

**平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会  
第1回 医療施設等部会 議事録**

1 日時：平成22年10月5日（火）午後5時55分～午後7時25分

2 場所：千葉市総合保健医療センター 4階研修室

3 出席者：

(1) 委員

高橋和久委員（部会長）、門山宏哲委員（副部会長）、魚住弘久委員、大道正義委員、山田良治委員

(2) 事務局

栗原健康部長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、大木健康医療課長、濱野健康医療課長補佐

4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 会議の公開等について

(3) 対象施設の概要について

(4) 申請団体の事業計画について

(5) 今後の予定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項について

8月11日に開催した第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会において決定した会議の公開や議事録に係る規定について、部会の会議に準用し実施すること、部会の設置、臨時委員の任期並びに選定評価委員会委員及び部会委員等決定事項について、事務局から報告があった。

(2) 部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により、高橋委員を部会長に、門山委員を副部会長に選任した。

(3) 会議の公開等について

会議の公開・非公開の扱いについては、議題内容から、公開とした。

(4) 対象施設の概要について

休日救急診療所の診療内容、休日の救急医療体系及び実績等について、事務局から説明があり、その後、施設の視察を行った。

(5) 申請団体の事業計画について

千葉市休日救急診療所に係る申請団体からの事業計画等について、事務局から説明があり、管理運営の基準等に照らし審査した。

(6) 今後の予定について

指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 定刻前ではございますが、委員の皆さまおそろいのようにございますので、会議のほうを始めさせていただきたいと存じます。

私、本日の司会のほうを務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に資料の確認のほうをさせていただきたいと思ひます。お手元のほうに資料を既にお配りさせていただいておりますが、次第と席次表。あと、資料の1から5まで。それとあと参考資料のほうをお配りしてございます。ご確認いただきまして、不備等ございましたら、事務局まで申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

また、本日の会議でございますが、市の情報公開条例に基づきまして、公開されておりますことをご報告いたします。

続きまして、会議の成立につきましてご報告いたします。本日、委員の皆さま全員おそろいでございますので、会議は成立いたしております。

それでは、会議に先立ちまして、栗原健康部長より、ごあいさつのほう申し上げます。

部長、よろしくお願ひいたします。

**○栗原健康部長** 改めまして、皆さま方こんばんは。ご紹介いただきました、健康部長の栗原でございます。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから、保健福祉行政のみならず市政各般にわたりまして、ご支援・ご協力をいただいていること、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市では平成18年度に指定管理者制度を本格的に導入いたしました。市内各種の公の施設について、事業者の指定をしましりましたが、本年度は、多くの施設でその指定管理者の期限、いわゆる最終年度を迎えることとなります。そこで、新年度から改めて新しく事業者の指定が必要ということになりますので、この財務・法務等の専門家でございますとか学識経験者からなる、いわゆる親会ではございますが、選定評価委員会、これを設置しまして、保健福祉局では、施設の特異性等を考慮しまして、四つの部会を設置したところでございます。

この医療施設等部会では、保健福祉局が所管する公の施設のうち、休日救急診療及び千葉市斎場につきまして、指定管理予定候補者の選定や評価をお願いすることとなります。本日は、第1回目でございますので、部会長・副部会長の選任をはじめ、申請団体から提出されております事業計画についてご審議をいただくこととしております。

委員の皆さま方には、豊富な経験と専門的なお立場から、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○湯川保健福祉総務課長補佐** 続きまして、本日、医療施設等部会初めての会議でございますので、大変恐縮ではございますが、委員名簿の順番で、魚住委員さんから、自己紹介をお願いしたいと考えております。魚住委員さんからよろしくお願ひいたします。

(各委員 自己紹介)

**○湯川保健福祉総務課長補佐** どうもありがとうございました。

なお、その他の職員につきましては、お手元の席次表により、紹介にかえさせていただきたいと思ひます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。部会長が選任されるまでの間、仮議長を栗原健康部長のほうに務めさせていただきます。

部長、よろしくお願いいいたします。

○栗原健康部長　それでは、部会長が決まりますまで、私のほうで仮議長を務めさせていただきます。自席で失礼させていただきますが、次第に従って議事に入らせていただきます。

ただいまから、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回医療施設等部会を開会いたします。

本日、第1回目の部会でございますので、はじめに次第2にございます、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会におきます決定事項についてを事務局からご説明を申し上げます。

○鎗田保健福祉総務課長　皆さん、こんばんは。保健福祉総務課の鎗田でございます。

それでは、私のほうからご説明させていただきます。失礼ながら、座って説明させていただきます。

私のほうからは、お手元の資料2-1から2-4までの資料に基づきましてご説明させていただきます。

これにつきましては、今、部長のほうからもありましたように、先般、親会である保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項に当たるものでございます。

まず、資料の2-1をごらんいただきますと、この委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてでございます。

これは会議の公開等について定めたものでございまして、まず、1、会議の公開の取り扱いでございますが、委員会の会議は、情報公開条例の第25条に基づき、原則公開としますが、同じ条例の施行規則第12条の第1項、第2号、第3号に規定する事由に該当する場合は非公開とすることができるとされておりますことから、審議内容等に鑑みて、公募の場合の募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開とし、このほか、(2)のところでございますが、会議の全部または一部を非公開とする必要がある場合における非公開の決定は会長が行うこととするものということが決められております。

次に、2の議事録の確定でございますけれども、議事録は事務局が作成した案に対する会長の承認により確定することとし、その承認は会長の署名により行うこととするものです。当然のことに案の作成に当たりましては、事前に各委員の皆さまに内容を確認していただく予定になっております。

3でございます。会議の公開や議事録に係るこれらの規定については、部会の会議へ準用するというところで、以上が決定されておるところでございます。

続きまして、資料の2-2をごらんいただきたいと思います。

部会の設置についてでございます。

千葉市の公の施設に係る指定管理者の選定に関する条例の第11条の規定、委員会は必要に応じ部会を置くことができるとされております。局として所管する施設が多いということと、施設の特性も高齢者関係の施設、障害者関係、あと医療関係の施設とさまざまな状況でありますことから、この保健福祉局の委員会においては4つの部会を設置することといたしまして、その所掌事務を委員会において決定しております。

まず、この表の上の高齢者施設第1部会でございますが、所掌事務は各区いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター及び特別養護老人ホームの和陽園に関する事項の審議に関すること。

その下の高齢者施設第2部会ですが、所掌事務については、千葉寺にある複合施設のハーモ

ニープラザに関する事項の審議に関すること。

また、その下の障害者施設部会でございますけれども、千葉市療育センター、大宮学園と桜木園、あと亥鼻・鎌取福祉作業所というものがあありますが、それに関する事項の審議に関すること。

表の一番下ですが、医療施設等部会があります。これは本日開催の部会になります。所掌事務につきましては、休日救急診療所及び千葉市斎場に関する事項の審議に関すること等を決定されております。

なお、あわせて、その下、表の下の2のところがございますが、部会の議決をもって委員会の議決とすることも決定されているところでは。

続きまして、資料の2-3をお願いしたいと思います。臨時委員の任期でございます。

臨時委員の皆さまがいらっしゃいますが、臨時委員の任期についても委員会が定めることとされておりまして、資料でございますように、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は2年とし、委員の任期を超えることができないと定められております。具体的には、平成22年8月12日から常任委員の任期と同じ平成24年8月10日までとするものでございます。

最後に、資料2-4をお願いしたいと思います。

これは指定管理者選定委員会及び部会の委員名簿ということでございますが、この表につきましては、各部会への常任委員の方5名、あと臨時委員の方6名いらっしゃいますけれども、その所属については、条例において会長が指名することとなっておりますことから、各部会における各委員の構成というものを先般お示しさせていただき、了承を得たものでございます。

なお、委員の互選によりまして、親会である選定評価委員会の会長さんには、ここにある西尾委員さん、あと副会長は本日ご出席の門山委員さんが、それぞれ選任されておりますので、この場をお借りしてご報告申し上げます。

先般の選定、親会である選定評価委員会における決定事項については、以上でございます。

○栗原健康部長　ただいま、ご報告を申し上げます件につきまして、何か質問等ございましたらよろしくお願ひします。

(発言なし)

○栗原健康部長　よろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます、3の議題に入らせていただきます。

議題(1) 部会長及び副部会長の選任についてでございますが、これは千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項の規定によりまして、委員の皆さまの互選によることとなっておりますが、いかが取り計らいますでしょうか。

○委員　この委員会が医療施設等ということもありまして、部会長には高橋委員さん、それから親会の会長を務めておられます門山委員が副部会長を推薦したいと思います。

○栗原健康部長　ただいま、部会長に高橋委員さん、そして副部会長に門山委員さんというご推挙がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○栗原健康部長　ありがとうございます。

それでは、部会長に高橋委員さん、副部会長に門山委員さんということで決めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、仮議長としての私の任はこれで終わりにさせていただき、この後は高橋部会長さんに議事の進行をお願いしたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

○湯川保健福祉総務課長補佐 ありがとうございます。それでは、高橋部会長、門山副部会長におかれましては、お席のほうご移動いただきまして、高橋部会長のほうから順に就任のごあいさつのほう、よろしく願いいたします。

○部会長 ただいま委員の皆さま方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました高橋でございます。

このような重要な委員会の部会長ということを仰せつかりまして、私としては非常に大役ではございますが、皆さま方のご協力を賜りまして職責を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

○委員 ただいま、委員の皆さま方のご推挙により、副部会長を仰せつかりました門山と申します。皆さまのご協力を得まして、高橋部会長の補佐役として努力してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○湯川保健福祉総務課長補佐 どうもありがとうございます。

それでは、高橋部会長、進行のほどよろしく願いいたします。

○部会長 それでは、議題（２）会議の公開等についてに入らせていただきます。事務局よりご説明をお願いします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、また私のほうからご説明させていただきます。

本日の会議公開等についてでございますが、お手元には資料はご用意してございません。と申しますのは、今回、情報公開条例の規定によりまして、基本的に審議会は原則公開となっております。今回の医療施設等部会の議題内容について見ていただきますと、いわゆる事業者からの報告、議題の（４）申請団体の事業計画というものがありませんけれども、この事業計画書等においても非公開とすべき事項は見当たらないことから、本日、全体を通じまして公開とする扱いでご提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問等ありましたら、ご発言お願いいたします。

（発言なし）

○部会長 特にご発言がなければ、議題（２）会議の公開等については、事務局のご説明どおりといたします。

次に、議題（３）対象施設の概要についてに入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

○大木健康医療課長 健康医療課の大木でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料につきましては、資料３、千葉市休日救急診療所業務年報、これを使ってご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

１ ページをごらんください。

休日救急診療所の概要でございます。

１ 所在地は、千葉市美浜区幸町１丁目３番９号、千葉市総合保健医療センターとなっております。

りますが、当委員会を開催するこの建物の1階・2階になっております。

2 名称は、千葉市休日救急診療所。開設者は千葉市長になります。開設は、平成5年4月になっております。

3 運営は、現在、財団法人千葉市保健医療事業団でございます。平成18年度より指定管理により運営をしております。

4 診療内容でございますけれども、この表にございますとおり、大きく二つに分かれておりまして、左側の休日等の初期診療業務と右側のねたきり老人・心身障害者（児）の歯科診療の二つでございます。

まず、休日等の初期救急診療でございますけれども、診療科目は記載のとおり内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科の7科目。診療日は日曜日、祝日、年末年始。診療時間は、午前9時から午後5時でございます。診療体制といたしまして、従事する医療スタッフでございますけれども、医師8名が記載のとおりでございますけれども、括弧内はゴールデンウィーク、年末年始、これは多く患者数が増加いたしますことから、診療体制を強化し増員を図るものでございます。それから、二次医療機関といたしましては、内科、小児科各2医療機関、外科、整形外科各1医療機関も待機しております。

右の欄のねたきり老人・心身障害者（児）の歯科診療でございますけれども、診療日は毎週木曜日完全予約制で実施しておりまして、診療時間は午前9時30分から午後0時30分でございます。診療体制は歯科医師8名、記載のとおりでございます。二次医療機関協力医療機関として東京歯科大学千葉病院が挙がっております。

なお、診療体制の中で追加がございます。つけ加えていただきたいのが、看護師、歯科衛生士につきましては、これに常勤1名から2名が加わります。それからねたきり老人歯科診療につきましては、歯科医師8名のほかに歯科麻酔医が1名加わることを追加させていただきたいと思っております。

それから、備考を説明させていただきたいのですが、診療業務につきましては、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、それから薬剤業務につきましては千葉市薬剤師会等に委託をし、実施をしているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

休日救急診療所の配置図でございます。これは後ほど、この説明の後に実際に施設を見ていただきますけれども、簡単にご説明いたします。

まず、1階でございますけれども、正面玄関を入りましてエントランスホールに入って事務室に向かいます。左側からが施設になりますが、入りまして待合ホールがございます。まず、ここで受付をしていただくわけですが、1階には受付事務室のほか、外科、整形外科、エックス線撮影室、検査室、それから内科、小児科の各診察室のほか薬局がございます。中央の階段を上がりまして2階にまいりますと、2階には耳鼻いんこう科と眼科、それから休日歯科の診療のほか、木曜日に実施しておりますねたきり高齢者等の歯科診療のための診察室がございます。

3ページに移っていただきまして、休日の救急医療体系についてご説明したいと思っております。

休日に急病になられた患者さんにつきましては、まず、初期診療機関として当休日救急診療所がございます。このほかに在宅当番制ということで地域の各医療機関が当番日に各医院を開けていただいて、産婦人科の診療に当たっていただいております。初期診療で受診した患者さ

んの中で、重症等で処置困難な患者さんにつきましては、先ほどご説明した二次医療機関を確保しておりますので、こちらに搬送いたします。二次医療機関でも対応困難な重篤な患者さんにつきましては、三次医療機関として千葉県救急医療センター及び千葉大学医学部附属病院へその収容をお願いしているところでございます。

続きまして、4ページでございますが、4ページは今ご説明した二次医療機関等の分布図でございます。

5ページに移らせていただきます。休日等の初期救急診療の実績でございます。2番の患者数及び1日平均患者数をご説明させていただきたいと思っております。2-1表をごらんいただきたいと思っております。

過去3カ年の患者数等の状況でございますけれども、19年度から21年度、診療日数は3年とも72日でございます。患者数総数は19年度におきまして、医科・歯科合計で2万7,009人で、1日平均375.1人でございます。20年度は、患者総数は医科・歯科合計で2万6,349人で1日平均365.9人となっております。21年度におきましては、患者総数が3万6人、それから1日平均の患者数が416.8人ということで、前年度に比べまして患者総数で3,657人、これは13.9%の増。それから1日平均患者数も50.9の増となっております。

なお、平成21年度の1日の最大患者数は昨年の12月31日903人の患者診察数が最高患者数でございます。

ページは飛びますけれども、32ページのほうをお開きいただきたいと思っております。32ページではねたきり老人、心身障害者の歯科診療の実績でございます。

3 診療日数でございますけれども、昨年では43日、毎週木曜日実施しております。

4 患者数及び1日平均患者数でございますけれども、4-1表にありますとおり、平成19年度におきましては、患者総数で708人、1日平均16.5人。20年度は患者総数712人で1日平均16.6人。21年度におきましては、患者総数665人で1日平均15.5人の実績がございます。

簡単ではございますけれども、休日救急診療所の概要は以上でございます。

この後、実際、移動していただきまして、施設をごらんいただきたいと思っております。職員もおりますので荷物はここに置いていただきまして、年報だけご持参いただくような形でご案内いたしますので、移動のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

**○部会長** どうもありがとうございました。

では、事務局のほうで施設の視察を用意しておられるようですので、こちら施設前をごらんいただきたいと思っております。

なお、質問等は視察をしながら担当の職員にお聞きいただくか、視察後にも質問をする場を設けますので、よろしくお願ひいたします。

(視 察)

**○部会長** どうもお疲れさまでした。施設に関しまして何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

**○委員** 担当の先生というのは47ページに書いてあるのが多分そうだと思うのですが。毎回、毎休日違う人が来るというのが大体现実になっているのですか。

**○大木健康医療課長** この先生方の中で、医師会で当番表を作成いたしますので、毎回とい

うことはないです。ですから、この中でローテーションを組んでいる形になっています。

○委員 先ほど、年末は900人も来るということで、ものすごい戦場みたいになっちゃっていますが、整形外科のところですね、処置室のところを二つの診療用に分けるとあるんですけど、パーテーションはどうするんですか。もうしょうがないんですか。野戦病院みたいに2人の患者さん同時に同じ部屋に入っちゃうなんてこともあるのですか。

○大木健康医療課長 一応、パーテーションが。

○委員 何か、こう布ですよ。全部聞こえちゃうわけなんですよ。

○大木健康医療課長 そうですね。

○委員 それはもうしょうがないと。

それから、いろいろコンパクトにいっぱい入っているわけですけども。例えば眼科、目の不自由な方で例えば車いすなんかで来た場合は、どういうふうに搬送するのですか。エレベータでかいのがあるのですか。

○大木健康医療課長 今日、先ほど乗っていただいたエレベータですけども、一旦出ますとベッドも入る大型のエレベータございますので、その2台で運ばれることになります。

○委員 最後、もう一つなんですけれども、特別診察室というのは、感染のやつを診るといっていますけれども、今年も、多分新型インフルエンザがそろそろ始まって猛威を振るうんじゃないかと思うんですが、どうされるのですか。

○大木健康医療課長 そうですね。先ほどもそうだったんですけども、できるだけ一般の患者さんと分けるということで、去年はパーテーションで待合ホールの一角を区切りまして、そこでお互いが新型インフルエンザの症状を持った方についてはそこで待っていただいて、先ほど見ていただいた特別診察室のところを診察をしたという形になりました。これからも、新型インフルエンザの疑いの患者さんについては特別診察室のほうに入る形になると思います。

○委員 昨年あれだけ騒いだからだけど、今回はふつうのインフルエンザになっちゃったわけですけども、感染ですね。

○大木健康医療課長 休日診療所のエリアでは足りなかったものですから、保健所が医療法の医療施設になっていますので、反対側の保健所のクリニックということで、保健所で検診などをやるスペースがございまして、そこですと診察室もございまして、新型インフルエンザのピーク時は、昨年、そちらのほうを使って診察をしたという経緯もございまして。

○委員 私も一つ。ちょっと不思議に思ったんですが、これ、産婦人科だけ別というのはどういうことなんですか。

○大木健康医療課長 平成5年にこの施設をつくる際、それまで在宅当番制ということで、この内科も小児科も全部開業の先生方だったのですが、施設に移行する際、産婦人科は、入院とか特別な処置が必要になる場合があるということで、ここの診療所では機能的にはちょっと難しい取り扱いになるんじゃないかと地区の開業の先生方であれば専門の設備だとか、産婦人科特有の設備だとか、そういったものを持っていますので、そちらのほうの方がふさわしいんじゃないかという判断で産婦人科だけ在宅当番制にしたということでございます。

○委員 要は、産婦人科のほうは全く関与していないと。

○大木健康医療課長 この診療所はそうです。

○委員 市のほうでも何も関与していない。

○大木健康医療課長 いや。



○委員　　ここは市もお金を出してつくっていますね。

○大木健康医療課長　　在宅当番制は指定管理以外に千葉市が救急医療確保対策事業で、事業団の委託事業で、そこで確保していただいています。ですから、事業団の事業として在宅当番制を実施している。

○部会長　　ほかによろしいでしょうか。

(発言なし)

○部会長　　それでは、ご発言がなければ以上で、議題3対象施設の概要についてを終了させていただきます。

続きまして、議題4申請団体の事業計画についてに移りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いします。

○大木健康医療課長　　それでは、引き続きまして、申請団体につきましてご説明したいと思います。

それでは、事業計画でございますけれども、この休日救急診療所の指定管理につきましては、非公募という扱いになっております。従いまして、あらかじめ千葉市のほうで指定管理者が行います業務内容であるとか、原則的な条件等を定めた仕様書を示しまして、保健医療事業団におきましては、この仕様書に基づいた事業計画書の提出を求めています。

今回の選定評価委員会医療施設等部会におきましては、これからご説明いたします事業団が提出されました事業計画の内容についてご審議をいただくという部分になります。

それでは、まず仕様書についてご説明したいと思います。

資料4-1 千葉市休日救急診療所管理仕様書、こちらのほうをお願いしたいと思います。

それでは仕様書について簡単にご説明いたします。ポイントになるのは事業団から提出された事業計画書でございますので、こちらで説明をしたいと思っております。

まず、仕様書でございますけれども、

1として趣旨でございますけれども、この仕様書につきましては、千葉市休日救急診療条例等に基づきまして、診療所の指定管理者が行います業務の内容、あるいは履行方法について定めることを目的としております。

2の診療所の管理に関する基本的な考え方でございますけれども、医療法、その他関係法規の遵守など4点について記載をしております。

3番目の施設の概要、これは今、委員の皆さま方見ていただいたとおりでございますが、その中で診療内容であるとか、あるいは診療体制、これは診療に対する人員等を定めるものでございますけれども、そういったものを定めております。

4の指定管理者が行う業務ということで、(1)の診療所の管理など3点について記載をしております。

5番の指定期間でございますけれども、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

6番の関係法規の遵守でございますけれども、これは業務に当たりまして必要となる法令等を列記してございます。

3ページに進んでいただきまして、7の指示事項でございます。診療所の管理運営に関する業務や方法など具体的な事項を示してございます。

(1)総則、(2)が診療所の管理運営に関する業務、(3)が帳簿等の作成及び管理でございま

す。

ページをめくっていただきまして4ページでございます。(4)で使用料及び手数料の徴収、(5)報告について定めております。

8の経費等についてでございますけれども、経費等につきましては、年度末に精算することなどを定めてございます。

9以下でございますけれども、9で立ち入り検査について、10で災害時の対応について、11でリスクの分担に対する方針、こういったものを定めてございます。

12番でモニタリング及び実績評価。それから、6ページに移っていただきまして、文書の管理、損害賠償、こういったものを定めておりまして、15番で、協議でございますが、仕様書に定めのない事項につきまして、千葉市と協議することと定めています。これが仕様書でございます。

続きまして、申請団体についてご説明をいたします。

資料4-2申請団体についてをお願いいたします。

名称は、財団法人千葉市保健医療事業団。設立年月日は、平成5年1月20日でございます。設立目的は市民の健康づくり、救急時等の医療の提供、看護師の養成及び資質の向上のための事業を行いまして、地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与することを目的としております。

基本財産でございますけれども、1億7,000万円でございます。

この団体は千葉市のほか医師会、歯科医師会、薬剤師会、4者で設立をしております。従いまして、それぞれ千葉市ほか各団体の出捐をもって基本財産を積み立ててございます。

所在地でございますが、これの事務所は美浜区幸町1丁目3番9号と、この総合保険医療センター内と、従たる事務所といたしまして、中央区青葉町1273番地5、これは当事業団が運営しております青葉看護専門学校がございまして、そこが従たる事務所になります。

代表者は理事長、入江康文。この方は、千葉市医師会の会長さんでございます。

組織及び職員内訳は、そこに記載の組織図ならびに人員を落としてございますが、この記載のとおりでございます。現在、事業団の職員数は常勤職員31名となっております。

4番の主な実施事業でございますが、4項目ございまして、まず、最初が休日救急診療所の運営事業でございます。これは平成18年4月より指定管理として行われております。事業費につきましては、これは21年度の実績でございますが、3億4,645万3,000円でございます。

続きまして、救急医療確保対策等事業でございます。これは市からの受託事業でございまして、先ほどご説明しました二次病院の確保、それから在宅当番医、先ほど産婦人科の在宅当番医の確保などを行っております、事業費は1億8,441万4,000円でございます。

続いて3点目が受託施設の管理事業でございまして、これも市からの受託事業でして。千葉市総合保健医療センター全体の施設管理を受託しております、事業費は2億5,326万8,000円でございます。

4点目が看護師養成施設事業といたしまして、これは事業団の自主事業でございまして、平成19年4月に開校いたしました青葉看護専門学校の運営を行っております。事業費は2億7,734万6,000円となっております。

以上が申請団体でございます。

続きまして、資料の4-3、千葉市休日救急診療所の管理運営に関する事業計画書について、ご説明いたします。

まず、1の管理運営の基本的考え方でございます。

当事業団は先ほどご説明いたしましたとおり、千葉市と千葉市医師会、歯科医師会、薬剤師会が共同設立いたしました財団法人でございます。この三師会との緊密な連携から医師と医療スタッフを確保しまして、休日救急診療の安定的、継続的な運営を図るものでございます。また、徹底した経費削減、さらには医療法その他関係法規を遵守いたしまして、千葉市との緊密な連携のもと管理運営を行うものとするものでございます。

次に施設設備の維持管理でございますが、この建物は千葉市保健所、環境保健研究所などが入ります複合用途施設でありますことから、千葉市とこの指定管理とは別途に契約いたします千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託に基づきまして、指定管理となります休日救急診療所スペースとあわせて一括管理を行うものでございます。

内容といたしましては、(1)の建物の保守管理計画について。この中には電気設備・空調調和設備、給排水衛生設備、消防用設備等の管理がございます。(2)は清掃管理計画、(3)が設備・備品の管理計画でございます。

2ページに移っていただきまして(4)が警備・駐車場の管理計画でございます。(5)の再委託の考え方でございますけれども、この委託の仕様書におきまして再委託ができる業務について定めております。このため、この仕様書の範囲内で再委託の対応ができる形となっております。

続きまして、3の施設の運営でございます。

(1)の執行体制でございますけれども、これは条例に基づき診療内容は必要人員を定めているものでございますが、まず、開設者は先ほど申し上げた千葉市長でございますが、管理者は千葉市医師会副会長でございます。診療部門といたしましては、繰り返しになりますが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、放射線技師会等との協力を得まして必要な人員を確保するものでございます。診療内容や必要人員につきましては、ご説明したとおりでございます。

3ページに移っていただきまして、業務内容でございますけれども、業務内容につきましては、これ主要な点につきましては、まず1点目、医師、歯科医師、薬剤師、放射線技師、歯科衛生士等の確保に関する事。それから非常勤の看護師等の雇用に関する事。それから医療材料の確保に関する事などが業務内容となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

(2)の運営会議でございますけれども、この診療所の効果的かつ効率的な施設管理を実施するために、①千葉市休日救急診療所運営委員会、それからちょっと飛びまして②ねたきり老人・心身障害者(児)歯科診療運営委員会、この二つの運営会議の開催をいたします。

このメンバーでございますけれども、市及び三師会等関係団体からなる委員で構成をされております。

(3)の医療スタッフの確保でございますけれども、医師、歯科医師をはじめとした確保するに当たっての具体的な措置内容について記載されております。

まず、①医師につきましては、千葉市医師会に対しまして輪番制による担当医師の派遣を委託し、医師の確保を図るものでございます。

5ページに移っていただきまして、②歯科医師につきましては、千葉市歯科医師会に、③歯

科麻酔医につきましては、歯科医師会を通じ、その確保を図るものでございます。④薬剤師につきましては、薬局等の管理のために常勤の薬剤師の配置を含めて薬剤師会に委託するものでございます。⑤看護師につきましては、常勤2名のほかに非常勤看護師を雇用いたします。それから⑥の歯科衛生士につきましては、常勤2名のほかに非常勤歯科衛生士を雇用するものでございます。⑦の放射線技師でございますけれども、千葉県放射線技師会との契約により確保するものでございます。それから⑧の臨床検査技師につきましては、これは非常勤の臨床検査技師の雇用。それから⑨の歯科技工士につきましては、千葉県歯科技工会との委託契約となる。また⑩番の事務職の事務員につきましては、常勤職員のほかに非常勤職員を雇用し、その確保を図るものでございます。

(4) 二次医療機関の確保でございます。これにつきましては、千葉市との救急医療確保対策事業といたしまして、市内の公立病院及び民間病院の協力を得まして、休日救急診療所を受診した患者で重症により処置困難な患者を受け入れる機関を確保してございます。確保すべき医療機関数については、この表のとおりでございます。

続きまして、4の施設の利用条件等でございます。

診療スケジュール、それから使用料及び手数料、報告につきましては、条例等に基づいた内容がそれぞれ記載をされています。

続きまして、5の事故等の防止措置と緊急時の対応でございます。

(1)の火災、盗難、災害等の事故、事件の防止対策でございますけれども、それぞれ市と契約いたします際の委託仕様書に基づくもの、それから消防計画などに基づきまして、その防止に努めるものでございます。

(2)の緊急時の体制・対応でございますけれども、それぞれ「緊急対応マニュアル」、「院内暴力対応マニュアル」、それから「医療安全管理指針」などを定めまして、その対応を図るものでございます。

(3)の各種保険の加入でございますけれども、①にございます医師・歯科医師賠償責任保険ほか必要な保険に加入することとしております。

続きまして、6の個人情報の保護と情報の公開でございます。

医師法等、それぞれの事業者につきましては、それぞれの法律により守秘義務が課せられております。そのことと、それから保健医療事業団個人情報保護規定の遵守、それからそういったもの等を踏まえまして、積極的な情報公開、こういったものが示されております。

次に、7のモニタリング、苦情対応についての考え方でございますけれども、まず、モニタリングでございますけれども、いわゆるアンケートによる利用者の満足度を量るものと、それから所長への手紙による対応、そういったものによりまして、業務の改善について定めてございます。

続いて、8の組織及び職員の配置等でございますが、これにつきましては、休日救急診療、それからねたきり老人・心身障害者（児）による歯科診療につきまして、それぞれ記載のと通りの組織と配置により、スタッフの配置を行うものでございます。

続いて、職員の雇用等の考え方でございますけれども、これは何度かご説明してございますけれども、まず、1の医師、歯科医師、薬剤師等につきましては、三師会との緊密な連携のもとに、派遣契約を締結する必要な人員を安定的・継続的に確保してまいります。

2の看護師、歯科衛生士、医療事務等につきましては、常勤でございます事業団職員が常勤

の事業団職員であります主任看護師、主任歯科衛生士、事務職員の指導のもと、非常勤職員を確保し、輪番で対応する。確保すべき職員の職種等の一覧はそこに記載のとおりでございます。

(4) の人員配置は先ほどごらんいただきました各診察室等の必要な配置すべき職種人員を記載してございます。

(5) の人材育成と管理能力向上策でございますけれども、基本的な考え方でございまして、医療安全管理指針を作成すること。それからこれを補完する職能ごとのマニュアルを作成いたしますとともに、各職員研修等を実施し、職員の育成及び管理能力の向上を図ることとしております。

最後に、収支予算書といたしまして、総括表がついております。平成23年度から27年度までの各年度の収入・支出については記載のとおりでございます。

続きまして、これ以外の資料に触れさせていただきたいと思っております。

資料4-4、千葉市休日救急診療所管理者の基本協定書の案でございます。

これは、ただいまご説明いたしました仕様書及び事業計画書をもとに作成したものでございます。今後、千葉市と保健医療事業団の間で意見を出し合い、この内容を変更する可能性はございます。これについてはよろしいでしょうか。

続きまして、指定管理者の評価シートに移らせていただきます。

資料4-5が指定管理者評価シートでございます。このシートにつきましては、千葉市指定管理者制度運用方針におきまして、毎年度作成をいたしまして公表することとされております。

項目は1番の管理運営の状況等。それからめくっていただきまして、2番の提案内容達成状況と二つに分けております。

これにつきましては、平成18年度から平成21年度までのシートが添付されております。

続きまして、最後になりますけれども、資料4-6、指定管理者運営状況確認表でございます。このシートにつきましても平成18年度から21年度でございます。

大変恐縮ですが、毎年度この評価項目が見直しをされますので、説明は21年度のほうをめくっていただけますでしょうか。一番最後のシートになりますけれども。

21年度の指定管理者運営状況確認書をごらんいただきたいと思います。

ここにございまして、項目といたしましては、まず1番が基本項目。それから二つ目といたしまして、評価項目でございます。評価項目がそれぞれ市民サービス、職員、施設管理、モニタリング、各項目ごとに評価を選択をし、A、B、Cの3段階において評価するものでございます。

3番目が処分・情報公開について。それから主要指標が過去5年間のものがついてございます。

めくっていただきまして、5番目で収支比較、それから総合評価、今後の方針、こういうような組み立てになっております。簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

**○部会長** ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

**○委員** 私は、この財団法人の千葉市保健医療事業団についてちょっとお伺いしたいんですけども、これは申請団体についてということで、理事長が医師会の会長であるというのはわかったのですが、理事会、それから千葉市保健医療事業団に千葉市のいわゆる天下りの方たちというのは入っておりますかね。

○大木健康医療課長 千葉市OBといたしましては、常務理事が事務局長という立場で一人おります。

○委員 報酬は幾らですか。

○大木健康医療課長 総額550万円でございます。

○委員 あとは医師会の方とかが入っているのですね。

○大木健康医療課長 そうですね。千葉市とそれから医師会、歯科医師会、薬剤師会の4者で、千葉市からは関係の局長は非常勤という立場です。常勤ではありませんので、例えば総務局長であるとか、局長が理事を務めております。

○委員 それから、もうちょっとその関係で、組織のことなんですが、事業計画書の11ページなんですけれども。事業計画書の11ページで、これちょっと私、見方がわからないんですが、これ例えば業務係長というのが常勤でいらっしゃるんですね。例えばこのように業務係長常勤。勤務日数が月平均4.9日で、報酬がすごく高いのですけれども、これどういうことなんですか。見方が悪いのでしょうか。

○大木健康医療課長 まず、業務日数4.9日というのは、これは先ほどもご説明した休日救急診療所72日の実際月平均で割ると4.9日という数字なんですけど、実際この診療所運営を含めた常勤職員です。

○委員 これは毎日来ているわけですか。

○大木健康医療課長 毎日来ています。ですから、この指定管理に係る業務のその部分だけをとりだして4.9日という日数ですけれども、実際は常勤職員として勤務しているということです。

○委員 これは、一人でこんなにもらっているのですか。

○大木健康医療課長 そうですね。これは、実績なんですけれども、この職場が非常に変則的な体制で、日曜日、祝日の体制でその代休をとるのですが、特に昨年を含めて年末年始等々の診療が、実際休暇等がうまく回らないので、いわゆる時間外対応とか、その部分で、こういった数字に表れているんですね。

○委員 事務局長補佐になるとなんでこんなに安くなっちゃうのですか。あと、主任看護師というのはこんなにもらうものなのですか。いや、私よくわからないんですけれども。これは二人ですか。

○大木健康医療課長 そうです。二人です。

それから事務局長がこれ少ないというのは、常勤職員なのですけれども、人工で0.2人。要は全体を見ているので、事業団では主なもの4事業やっていますから、いわゆる補佐は管理職として全部の事業にかかわっていますので、この指定管理であります休日救急診療所には0.2人分の人件費が充てられると。

○委員 ある意味でこの事業団いろいろな業務をやっているから、これだけじゃないと思うんですけれども。要は千葉市が契約するときこの部分も入っているわけですよね。

○大木健康医療課長 そうです。

○委員 それが入っているのがこのお金ですか。このお金払っていいんですか。これをどういうふうに検討されているのですか。これが適正なお金かどうか。人件費というか、全部じゃないにしろこちらから出している部分が適正かどうか。

○大木健康医療課長 これは千葉市の給与体系と同じになっています。

○委員　　そうですか。

○大木健康医療課長　　基本給、その年齢の職階に応じて給与が定められておりますので、適正かという点。

○委員　　その基準は一緒。日数的にはどうしているのですか。それをまた割ってやっているのですか。

○大木健康医療課長　　専従であります業務係長これ全額は指定管理であります休日救急診療所の経費になりますけれども、先ほど言った補佐については総額から人工計算した0.2人分がこの指定管理の経費として市が支払います。

○委員　　いつもちゃんと検討されている。

○大木健康医療課長　　全体からそれにかかる業務量を出しまして、その必要な経費を割って算出します。

○委員　　それから見ていて気づいたんですが、これ経費等で残額が生じた場合は、千葉市に払い戻すと。それはどのくらいあるのですか、ないのですか。

○大木健康医療課長　　いや、ございます。この中では実績を見ないとわからないので。

先ほどの資料4-6、先ほどごらんいただいた平成21年度の指定管理者運営状況確認表の4番、主要指標のところをごらんいただければと思うんですが、例えば21年度を見ていただきますと、指定管理の委託料として計画の欄、予算でございますけれども、3億1,412万6,000円。決算で3億4,645万3,000円と増えてしまったんですが、これは昨年、新型インフルエンザの発生で、当初契約した金額から超過したので、補正予算を追加したものです。ですから、反対にこれは超過してしまったので、超過分を支払ったというものです。反対に平成20年度を見ていただきますと、予算では3億2,278万6,000円に対して実施決算では3億1,601万5,000円です。この差が精算で市に返してもらうというものでございます。

○委員　　市のほうも計画でこのくらい出しているんですね。来る人数はふえていますよね。これで残るとするのは。患者さんの数はどうもふえているような感じなんですけれども、何がこれこういうことになっているんでしょうかね。

○大木健康医療課長　　ですから、予算どおりでは、やはりぴっちり収まりませんので、ある程度予算が不足しないように若干やはり、ものによるのですけれども、最終的にはある程度精査をして予算を組んで、それで執行していただく。予算どおりでは当然終わりませんので、最終的に余ったものについては返還していくということです。

○部会長　　ほかに何かご質問等ご意見ありませんか。

○委員　　きょうは事業団の方が、お見えになっていないんで、担当の行政の方をお願いをすることになると思うのですけれども、平成5年に7科という診療科目で、特殊歯科を入れると8ですけれども、地方公共団体としては、おそらく今でも1カ所だけでかなり広範囲な初期診療施設だと思うのです。開設してからもう17年たっていますね。本庁サイドとしてこの施設に対して見直しというか、発展的なことだとか、何かそういうことについて、ご検討されているというのはありますか。

○栗原健康部長　　例えば診療科目の問題とか、あるいはその数とかですか。

○委員　　例えば、科目の中身についてもかなり進歩をしてきて、そういうことについて診察を担当される先生方とか、利用者の方のご意見など、そういうことについてのご相談とか。

○栗原健康部長 具体的にというのではないんですけれども、むしろ、今、この初期診療ももちろんそうですし、それから事業団に委託したのですけれども、その二次救急の当番病院の確保を含めまして、救急の医師確保そのものが、非常に困難な状況になるということがございますので、現状では、総体的にドクターが少ないということもございますけれども、拡大というような方向は今時点ではちょっと難しいかなと考えております。

○委員 ありがとうございます。もう1点、先ほどより新型インフルエンザの話等がありましたけれども、実は、施設を運営するのに利用者数が大変ふえるということの対応策としては、大変なご努力があると思うのですけれども、働いている方々のその配置の確保というので、実際に例えば先生方とか、あるいは非常職員の方とか、あるいは事務職の方とか、たくさんの方が感染症にかかって大変な状況になるというようなことについての具体的なご検討というのは、いかがですか。

○栗原健康部長 昨年度は、予防接種だと新型インフルエンザの予防接種ワクチンがありますが、うちは医療機関としては、いわゆるスタッフに対しては優先接種の対象者ということで基本的にはさせていただくように常勤の方々を中心に全部とっていただくというような手法をとりました。先ほどちょっとご説明はさせていただきましたけれども、実際にそうしたワクチンを接種した上で、なおかつ非常に混雑の時期には発熱外来的な部分とそうでない部分の診療スペースを完全に分けて対応をするような方法を取りながら対策はとってはきていたんですけれども、実際に先生がおっしゃったのはプラスの要因でという。

○委員 というよりも、具合が悪くなった人に対しての急なバックアップというのは考えていますか。

○栗原健康部長 スタッフに対するバックアップですね。それぞれ職種ごとをお願いをさせていただきまして、例えばドクターについては医師会さんのほうで前回の新型インフルエンザの際には、何人か余計に組んではいただいていたと思います。ただ、全職種についてのそういうバックアップ体制がとれたかという、そこまではできていなかったと思います。今後、そういったことも含めて参考にさせていただいて、今年の流行に備えていきたいと思っております。

○委員 ぜひ、運営がうまくいくようにお努めいただきたいです。以上です。

○部会長 ほかに、ご発言がなければ、千葉市総合保健医療センターに係る事業計画等については、以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 では、以上で終わりますけれども、事務局におかれましては本部会で委員から示された意見を十分に考慮し、今後の指定管理予定候補者との協議の中で反映させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最後に、議題(5)今後の予定についてに入ります。事務局よりご説明をお願いします。

○大木健康医療課長 それでは、最後に資料の5です。よろしゅうございますでしょうか。

今後の審議予定でございます。指定管理予定候補者選定の流れを見ていただければと思うんですけれども。本日は上から三つ目でございますけれども、医療施設等部会を開催いたしまして、事業計画等について審議をいただきました。これを踏まえまして、23年2月上旬に仮協定を締結いたしまして、23年2月第1回千葉市議会定例会におきまして指定議案を提出いたします。議決後、基本協定を締結し、4月から指定管理をスタートしたい考えでございます。



以上でございます。

○**鎗田保健福祉総務課長** 補足的な説明なんですけれども、本年度の審議は、今回で終わりでございます。医療施設等部会につきましては、今後、平成23年度、評価ということもお願いしていくというふうになります。まだちょっと全庁的に、市役所の全体の中でどういうふう  
に評価のほうをやっているかという、今詰めているところでありまして、一応、来年、23年夏ごろに評価というものを考えているやにちょっと聞いておりますが、いずれにいたしましても、その辺、決まり次第また委員の皆さまには早目にご連絡をして、日程等を調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**部会長** ただいまの事務局からのご説明について、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

○**委員** 補足なんですけれども、公益法人の改革で、財団法人千葉県保健医療財団は、移行する予定になっているんですか。見込みがあるのでしょうか。

○**栗原健康部長** 今、その準備を進めております。

○**委員** 異例な、ケースによっては利益部分について税金がかかる可能性もありますよね。

○**栗原健康部長** 一応、平成25年12月までにという期間の形になってはいますが、事業団としては平成23年度中に移行申請を出して、期間がそれだけございますので、仮にもしその年だめでも翌年もう一度チャレンジできるということを含めて今、準備を進めている状況でございます。

○**部会長** それでは、ほかにご発言がなければ、以上で、議題（5）今後の予定についてを終了いたします。

皆さま方のご協力によりまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成22年度千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しします。

○**湯川保健福祉総務課長補佐** 委員の皆さま方におかれましては、長時間にわたり、慎重なご審議をいただきありがとうございました。

なお、本日の会議に関します議事録作成に関しまして、後日、ご発言の内容等の確認のほうを事務局よりさせていただく予定でおります。案を作成次第、ご連絡を差し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。